

(商工会会員の皆様へ)

商工貯蓄共済特別融資(特認コロナ)のご案内 ～4月13日より受付開始～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、一定の要件を満たす方は、**既存の商工貯蓄共済融資制度の貸付限度額とは別に商工貯蓄共済の加入状況に応じた融資(最高1,500万円)**が受けられます。

対象者 (右のいずれかの要件を満たす方)	(1)商工貯蓄共済加入後6ヶ月以上経過し、掛金を遅延なく払い込んでいる方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少した方(セーフティネット保証4号の認定が必要) 山口県信用保証協会の保証が得られる方
	(2)商工貯蓄共済加入後6ヶ月以上経過し、掛金を遅延なく払い込んでいる方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、1ヶ月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少した方(セーフティネット保証5号の認定が必要) 山口県信用保証協会の保証が得られる方
	(3)商工貯蓄共済加入後6ヶ月以上経過し、掛金を遅延なく払い込んでいる方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として、1ヶ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少した方(危機関連保証の認定が必要) 山口県信用保証協会の保証が得られる方
限度額	商工貯蓄共済融資制度とは別枠で借入ができます。 共済加入後6ヶ月以上 : 1口に対し10万円 共済加入後1年以上 : 1口に対し20万円 共済加入後2年以上 : 貯蓄共済積立金の5倍額または1口に対し20万円 ただし、融資残高が1,000万円を超える場合、積立金の3倍 最高:1,500万円(設備資金は見積書が必要)
資金用途	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための運転資金及び設備資金
貸付期間	10年以内(据置期間:2年以内)
貸付利率	年利1.4%
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として法人代表者のみ必要
返済方法	原則分割返済
保証料	山口県信用保証協会の所定の保証料が必要となります
取扱金融機関	山口銀行
取扱期間	令和2年4月13日～令和3年1月31日

※「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生されると懸念されるものをいいます。いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにも関わらず、事業活動に影響が生じるもの等を含みます。

※セーフティネット保証4号及び5号、危機関連保証の認定は、所定の市町村での手続きが必要です。

～その他詳しい手続きは、最寄りの商工会窓口でご相談ください～